

岩手県告示第199号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき森林の所有者に対し森林病虫害等の駆除を命じようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 区域及び期間

- (1) 区域 釜石市
- (2) 期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 特定せん孔虫（ナラ類等せん孔性害虫）

3 行うべき措置の内容

- (1) 特定せん孔虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸並びに特定せん孔虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 特定せん孔虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理するものに対し、薬剤による防除を命ずること。

4 その他

- (1) 3に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により3に定める樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに所管する局長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する局長は、当該申請者が3に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 所管する局長は、3に定める樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。
- (5) 所管する局長は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。